

第
19回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

前回の続き、分社化の利用効果について、事業承継の点から説明したいと思います。

① 1社で複数の事業を営んでおり、複数の後継者がいる場合の事業承継対策

会社は複数の事業を営んでおり、すべての事業を1社で行っているものの、事業ごとに複数の後継者がいる場合があります。

その会社の株式のすべてを1人の後継者に相続させると、その後継者以外の他の相続人の遺留分を侵害するおそれもあります。

一方、その会社の株式を複数の相続人に対して法定相続割合で相続させると、将来株主間の紛争が生じるおそれもあります。

そこで、事前に事業ごとに複数の会社に分社し、各会社の株式をそれぞれの後継者に集中あるいは相続させることにより、後継者同士の将来の紛争を回避することができます。

② ソリの合わない複数の後継者に会社を承継させる

ソリの合わない長男と次男の両者に会社を承継したいのであれば、分社化は事業承継の有効な手段です。

1つの会社を両者で承継させた場合、将来的に兄弟間で紛争が生じてしまうと、会社経営のタイムリーな意思決定ができなくなってしまい、円滑な事業活動が妨げられてしまうおそれがあります。

そこで、分割型分割により、A社の株式は長男、B社の株式は次男に引き継がせることにより、相続人間の紛争を防ぐことができます。

③ 後継者に事業会社を、非後継者に不動産管理会社を承継させる

長男が後継者、次男が非後継者のような場合に、後継者の長男のみに相続させると、次男の遺留分を侵害するおそれがあります。

また、非後継者の次男にも相応の財産を残したいと経営者が考えることもあります。このような場合にも、分社化は有効な手段です。

1つの会社を分割型分割により分社化し、A社(事業会社)の株式は長男、B社(不動産管理会社)の株式は次男に引き継がせます。

長男はA社で事業に専念し、次男は賃料により安定収入を得ることができます。

長男、次男とも相応の財産を引き継ぐので、遺留分の問題は軽減されます。

会社分割の形態

